

一般社団法人全国高等専門学校連合会後援名義使用承認基準

制 定 平成24年6月15日

一部改正 平成27年6月29日

一般社団法人全国高等専門学校連合会後援（協賛）名義使用申請に対しては、次の基準による場合は、会長の裁定を経て、これを承認することができるものとする。

1 主催者についての承認基準

- (1) 国の機関
- (2) 学校教育法第一条に定める学校及び当該学校の連合体
- (3) 地方公共団体
- (4) 特殊法人、独立行政法人、公益法人及びこれらに準ずる団体（ただし、宗教法人を除く。）
- (5) 報道機関
- (6) その他会長が適当と認めた者

2 事業内容についての承認基準

- (1) 事業目的が明らかに高等専門学校の教育等の向上に寄与するものであること。
- (2) 事業規模が一地区（連合会定款施行規則別表に掲げる地区をいう。）の範囲以上にわたるものであること。
- (3) 事業の実施上、安全性及び適法性が確保されているものであること。
- (4) 事業を行うにあたっては、原則として連合会が経費を負担しないこと。

附 則（平成27年6月29日）

この基準は、平成27年6月29日から施行する。